

食品安全委員会（第 7 7 7 回会合）議事概要

日 時：令和 2 年 3 月 2 4 日（火） 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 0 5

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6 名出席

傍聴者：報道 0 名、行政機関 9 名、一般 4 名

（１）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・ 農薬、飼料添加物、プリオン 1 案件
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料の製造の方法等の基準及び成分規格の設定
（農林水産省から説明）

→農林水産省から説明

本件については、

- （１）「馬を対象とする飼料の成分規格として、農薬の飼料中の基準を設定すること」については、牛用飼料が馬用飼料として使用されている実態があることを踏まえ、新たに規制を導入するものであることから、これにより基準設定以前と比較して、人の健康に悪影響を及ぼすとは考え難いと考えられること、
- （２）「馬用飼料に用いることができる飼料添加物に係る製造の方法等の基準を設定すること」については、ギ酸の塩であるギ酸カルシウム及び二ギ酸カリウム並びにグルコン酸カルシウムについては、既に食品安全委員会の食品健康影響評価において、飼料添加物として適切に使用された場合、「食品を介して人の健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる」としており、かつ、この評価に影響を与える新たな科学的知見は得られていないこと、
また、バチルス サブチルス等の生菌剤については、既に牛、豚等を対象として基準が設定されている生菌剤であり、食品中に残留が懸念されるものではなく、ヒトへの安全性について懸念を示す科学的知見はないことから、食品安全上の新たな懸念を生じさせるとは考え難いと考えられること、
- （３）「馬用飼料に含むことができる、動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする馬用飼料の成分規格及び製造の方法等の基準を、豚、鶏又はうずらを対象とする飼料と同様に設定すること」については、今般の改正で設定される動物由来たん白質は、プリオン病の自然発症事例がない豚、鶏及びうずらに利用可能なものとして既に設定されているものであり、これらの動物と同様、馬にプリオン病の自然発症事例は報告されていないことから、これにより人の健康に悪影響を及ぼすとは考え難いと考えられること、

とのことから、いずれについても食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当する、との審議結果となり、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

・ 動物用医薬品 1 品目

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）（ガルエヌテクトS95-NBL）
（農林水産省からの説明）

→農林水産省から説明

本件については、

「ニューカッスル病」については、既に食品安全委員会の食品健康影響評価において、ヒトが濃厚に接触した場合、まれに急性結膜炎を起こすことがあるが、食品を介した感染例はなく、本ワクチン株は弱毒株であり、鶏に対しても病原性を示さないと評価されていること、

また、「鶏伝染性気管支炎」については、「人獣共通感染症とはみなされていない」と評価されており、これらの評価に影響を与える新たな知見は得られていないこと、

さらに、本製剤の添加剤は、「動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できる程度と考えられる」と評価されたもの又は既に食品健康影響評価を受けた動物用医薬品に含まれるものと同一であり、含有量もこれらの添加剤の量以下であること、

とのことから、添加剤の使用状況及び既存の評価並びに本製剤の用法・用量を考慮すると、本製剤の含有成分として摂取した場合のヒトへの健康影響は無視できるものと考えられ、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当する、との審議結果となり、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

・ 動物用医療機器 1 品目

その他の内臓機能検査用器具（無線式ルーメンpHセンサ）
（農林水産省からの説明）

→農林水産省から説明

本件については、

既に食品安全委員会の食品健康影響評価において、動物用医薬品の成分としては、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる」と評価されていること、

また、動物用ワクチンの添加剤としても、「食品添加物として使用されている成分であって、動物用ワクチン添加剤として含まれる塩化カリウムの食品健康影響は、食品添加物として通常摂取される場

合と、ヒトの健康影響に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる」と評価されていること、

さらに、本機器が適切に使用される限りにおいて、塩化カリウムはこれらの用量を超えて牛に摂取されるものではないこと、

とのことから、本機器が動物用医療機器として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられ、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当する、との審議結果となり、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

・動物用医薬品 30品目（全てポジティブリスト制度関係）

塩化ジデシルジメチルアンモニウム、オイゲノール、オキシクロザニド、オルトジクロロベンゼン、オルメトプリム、グリカルピラミド、クロステボル、クロルヘキシジン、酢酸イソ吉草酸タイロシン、ジアベリジン、ジブチルサクシネート、スルファクロルピリダジン、スルファジアジン、スルファドキシム、スルファモイルダプソン、チオプロニン、デコキネート、トリブロムサラン、ナフシリン、ニタルソン、ニトロキシニル、ニフルスチレン酸ナトリウム、ノルジェストメット、バージニアマイシン、ヒドロコルチゾン、ピリメタミン、マホブラジン、メシリナム、メンブトン、ロキササルソン

・動物用医薬品及び飼料添加物 3品目（全てポジティブリスト制度関係）アンプロリウム、エトパベート、スルファキノキサリン

・飼料添加物 2品目（全てポジティブリスト制度関係）

エンラマイシン、カンタキサンチン

（以上、厚生労働省からの説明）

→厚生労働省及び担当の吉田（緑）委員から意見及び説明。

本件については、

今回評価依頼のあった成分は、全て動物用医薬品及び飼料添加物であり、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会において、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順（平成18年6月29日食品安全委員会決定）2（2）①」の「その他の方法」について検討を行い、その結果に沿って各成分の現行のリスク管理措置の妥当性について審議を進めることとなった。

（2）農薬専門調査会における審議結果について

・「ピメトロジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全委員会専門調査会等運営規程等の一部改正について

→事務局から説明

案のとおり食品安全委員会専門調査会等運営規程等の一部改正を行うこととなった。

(4) 令和2年度食品安全モニターの依頼について

→事務局から説明

案のとおり令和2年度食品安全モニターの依頼手続を行うこととなった。